

測量法の一部を改正する法律要綱

第一 永久標識又は一時標識の設置等の公表

基本測量及び公共測量において永久標識又は一時標識の設置、移転等をしたときは、基本測量にあつては国土地理院の長が、公共測量にあつては測量計画機関がインターネット等により公表しなければならぬものとする。

(第二十一条、第二十三条及び第三十九条関係)

第二 地図等の基本測量の測量成果の電磁的方法による提供

国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならないものとする。

(第二十七条関係)

第三 測量成果の複製に係る規制の緩和

基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長又は測量計画機関の承認を要する場合を、測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合に限定するとともに、これらの測量成果をそのまま複製し

てもつばら営利の目的で販売するものであると認めるとするに足る充分な理由がある場合には承認しないものとする制限を削除するものとする。

(第二十九条及び第四十三条関係)

第四 測量成果の使用に係る承認基準の明確化等

基本測量及び公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、国土地理院の長又は測量計画機関は承認しなければならぬものとし、これらの測量成果を使用した際の出典明示義務に電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた場合を追加するものとする。同時に、間接に使用した場合の出典明示義務を削除するものとする。

(第三十条及び第四十四条関係)

第五 公共測量において設置した永久標識の移転等に関する通知

測量計画機関は、自ら実施した公共測量において永久標識を設置した場合に加え、それを移転し、撤去し、又は廃棄したときも、その種類、旧所在地等を国土地理院の長に通知しなければならないものとする。

(第三十七条関係)

第六 公共測量の測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務の国土地理院の長への委託

測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る公共測量の測量成果及び測量記録の保管とともに、当該測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができ、
（第四十二条関係）

第七 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
（附則第一条関係）

二 所要の経過措置等を定めるものとする。
（附則第二条から第五条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。
（附則第六条関係）